

## 2. 年金制度の周知徹底

### (1) 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

#### (到達目標)

- 創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める。

#### (これまでの取組)

- 新聞、雑誌等のメディアや市区町村等が発行する機関誌への広告掲載による広報とともに、チラシ等を作成し、通知書類に同封、戸別配布することによる広報を実施。
- 将来の年金制度を担う中学生・高校生に対する年金教育として年金セミナーを実施。
- 地域や学校等の実情に応じた効果的な年金教育を推進するため、各地方社会保険事務局に社会保険関係者及び教育関係者により構成される「年金教育推進協議会」を設置(平成15年度～)。

#### (今後の取組の方向)

- 年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、職員教育を徹底する。
- 年金制度の仕組や必要な届出等について解説した「年金被保険者のしおり」を作成し、年金手帳の発送時に同封するなどして被保険者へ配布する。
- 国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説した「総合カタログ」や、国民の皆様の多様な関心事項に的確に回答することができる「目的別パンフレット」を作成し、全国展開を図る。
- 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信と、子供向けのキッズページを作成し、わかりやすい広報を展開する。
- 全国の地方社会保険事務局の主催により、地域に根差した公開講座(年金セミナー等)を定期的に行い、年金制度等の意義や役割、保険料納付の重要性や給付面でのメリット等について周知啓発を実施。
- 大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、大学ごとに年金セミナーを開催する。

## (2)年金受給権等の確保のための取組の推進

(到達目標)

- 年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する。



(これまでの状況)

- 加入期間の不足により老齢基礎年金の受給要件を満たしていない方及び満額受給の要件を満たしていない方については、本人の申出に基づき、一定期間国民年金への任意加入ができる。



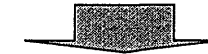
(今後の取組の方向)

- 年金受給権を有するが、満額受給の要件を満たしていない方を対象として、58歳到達時の「年金加入記録のお知らせ」の際、任意加入に伴う保険料納付額及び受給年金増加額を示すことにより、任意加入を勧奨することを検討。



(これまでの取組)

- 全額保険料免除が適用された期間から9年目及び10年目となる追納期限直前の方について、追納勧奨状を送付。



(今後の取組の方向)

- 追納勧奨の対象者について、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方を新たに対象者とする。
- 保険料免除期間から2年以上経過した場合には、当時の保険料額に、追納加算額が上乗せされることから、免除が適用された期間から2年目の方で、2号被保険者又は3号被保険者に移行した方を対象に新たに実施。

### 3. 保険料収納率の向上

#### (1)「新たな保険料徴収モデル」の展開

##### (到達目標)

- 所得情報等を活用した未納者に対する効率的・効果的な納付督促を展開するとともに、「量」重視から「質と量」を重視した収納対策への転換を図る。



##### (これまでの取組)

- 強制徴収(平成15年度:1万件、平成16年度:3万件)及び免除勧奨の実施。
- 市町村から紙媒体による所得情報の取得を開始(平成16年10月)。
- 委託電話納付督促における接触率等の達成目標の導入(平成17年5月)。



##### (今後の取組の方向)

- 市町村からの所得情報を電子媒体で取得し、未納者の属性に応じた効率的な対策を推進。
  - ①免除等の対象者層に対する免除勧奨の拡大
  - ②一定額以上の所得層に対する強制徴収の拡大(10万件(平成17年度)→60万件)
  - ③中間層に対する督促事蹟に基づく納付督促の徹底(民間委託の推進、接触率等の達成目標の設定による質の向上)
- 首都圏においては、上記に加え、離職等による第2号被保険者等からの移行及び20歳到達による加入などを契機として、大量に発生する新規未納者に着目した対策を先行的に実施。

## (2) 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化

### (到達目標)

- 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る。

### (これまでの取組)

- 市町村から提供される所得情報をもとに、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさないと認められる未納者を選定し、強制徴収を実施(平成16年度;約3万人)する一方、免除対象と認められる未納者に対しては、免除制度の周知を実施(平成16年10月)。

### (今後の取組の方向)

- 市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充する。

### (これまでの取組)

- 国民年金推進員の段階的な増員により保険料収納体制を強化。  
(平成14年度;1,858人 → 平成17年度;3,108人)

### (今後の取組の方向)

- 全国一律の給与体系を改め、活動実績評価に基づく成果主義的な給与体系を導入(平成17年10月)。
- さらに、勤務実績が優秀な者について、国民年金推進員の指導、管理を担う国民年金推進員スーパーバイザーとしての登用を検討。

### (3) 保険料を納めやすい環境整備の推進

#### (到達目標)

- 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る。



#### (これまでの取組)

- 若年層のニーズ等を踏まえ、コンビニ(平成16年2月)、インターネット及び携帯電話等(平成16年4月)を活用した保険料納付を可能とした。



#### (今後の取組の方向)

- クレジットカードによる国民年金保険料の納付について検討。



#### (これまでの状況)

- 口座振替による前納は、4月から翌3月までの1年分の保険料、年度前半または年度後半の6ヶ月分の保険料を納付することが認められている。
- 種別変更により、第1号被保険者となる度に口座振替による納付の手続が必要。



#### (今後の取組の方向)

- 年度途中において、口座振替による前納の申し出があった方については、年度途中から翌3月までの前納を可能とすることを検討。
- 併せて、口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、自動的に口座振替を再開することとし、保険料納付手続の簡素化を図ることを検討。